

総所得金額等の算定方法

1 総所得金額等とは

	総収入金額	必要経費等	総所得金額等
Aさん	(円)	－ (円)	= (円)
Bさん	(円)	－ (円)	= (円)
Cさん	(円)	－ (円)	= (円)

2 必要経費等の算定方法

- ① 自営業の方 : 確定申告の際、ご自身で算定します。
- ② サラリーマンの方 : 給与所得控除（給与所得控除速算表で算定できます。）
- ③ 年金受給者の方 : 公的年金控除（公的年金等控除速算表で算定できます。）

【参考1】給与所得控除速算表(2年中給与収入分)

給与収入金額	控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超 180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超 360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超 660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超 850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

（注）給与等の収入金額が660万円以下の場合は、給与所得は上記の表によらず所得税法別表第5により求めます。

【参考2】公的年金等控除速算表

	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額（注）		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満	130万円以下	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25%＋27万5千円	(A)×25%＋17万5千円	(A)×25%＋7万5千円
	410万円 770万円以下	(A)×15%＋68万5千円	(A)×15%＋58万5千円	(A)×15%＋48万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%＋145万5千円	(A)×5%＋135万5千円	(A)×5%＋125万5千円
	1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円
65歳以上	330万円以下	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	(A)×25%＋27万5千円	(A)×25%＋17万5千円	(A)×25%＋7万5千円
	410万円超 770万円以下	(A)×15%＋68万5千円	(A)×15%＋58万5千円	(A)×15%＋48万5千円
	770万円超 1,000万円以下	(A)×5%＋145万5千円	(A)×5%＋135万5千円	(A)×5%＋125万5千円
	1,000万円超	195万5千円	185万5千円	175万5千円

（注）公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額とは、その年の公的年金収入がないものとみなし、所得税法第70条（純損失の繰越控除）及び第71条（雑損失の繰越控除）の規定を適用しないで計算した場合における同法第22条（課税標準）に規定する総所得金額に分離課税所得、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいいます。